

豊川市監査公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年1月20日

豊川市監査委員	井田哲明
同	鈴木篤男
同	星川博文

別紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象団体及び所管部署

(1) 対象団体

社会福祉法人桃里福社会

(補助金交付団体)

(2) 所管部署

子ども健康部保育課

2 監査の範囲

(1) 対象団体

令和6年度社会福祉法人桃里福社会会計

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(2) 所管部署

令和6年度一般会計(上記団体関係分)

3 監査の実施期間

令和7年8月4日～令和7年9月25日

4 監査の方法

監査対象団体及び所管部署へあらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を調査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 社会福祉法人桃里福社会

ア 財政援助の目的、内容について

イ 交付の金額、時期、方法、手続等について

ウ 対象事業等の執行について

エ 会計経理、財産管理について

(2) 子ども健康部保育課

ア 財政援助の目的、内容について

イ 交付の金額、時期、方法、手続等について

ウ 対象事業等の執行について

5 監査の実施場所

豊川市役所監査委員室

6 団体の概要等

(1) 概要

ア 設立年月日 昭和53年5月11日

イ 組 織 評議員 7名

役員 理事 6名

(うち理事長1名)

監事 2名

職員 25名

(施設長、副園長、保育士等18名、調理員3名、用務員、事務員)

(令和7年3月31日現在)

ウ 事業内容 保育所の経営

(2) 補助金の額

民間保育所運営費等補助金 21,528,000円 (R6)

民間保育所等給食費無料化事業負担金 3,327,700円 (R6)

6 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【社会福祉法人桃里福祉会】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【子ども福祉部保育課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。